総報酬月額相当額（同法	老齢厚生年金の額	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項又は第二十一条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項	老齢厚生年金の全部	当該老齢厚生年金	が同法	厚生年金保険法附則第八条	前二項	同法第三十六条第二項	老齢厚生年金	厚生年金保険法附則第八条
総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法	退職共済年金の額	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額（「国共済法附則第十二条の七の二第三項において「職域加算額」という。）及びなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の三第三項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	退職共済年金の全部（職域加算額を除く。）	当該退職共済年金	が適用する改正後厚生年金保険法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三	第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項	退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の四第二項各号のいずれかに該当するもの並びに改正後厚生年金保険法
総報酬月額相当額（同法	老齢厚生年金の額	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項又は同法第九条の二第	老齢厚生年金の全部	当該老齢厚生年金	が同法	厚生年金保険法附則第八条	前二項	同法第三十六条第二項	老齢厚生年金	厚生年金保険法附則第八条
				当該退職共済年金	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号	障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の三第八項				
				当該退職共済年金	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号	障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項			

三項若しくは第三項若しくは第五項において準用する同法第四十条第一項	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	全部（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額を除く。）	前三項	厚生年金保険法附則第八条	老齢厚生年金	同法第三十六条第二項	厚生年金保険法附則第八条	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の全部	老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項又は第二十一条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項
							厚生年金保険法附則第八条	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の全部（職域加算額を除く。第三項において同じ。）	老齢厚生年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額（「国共済法附則第十二条の七の二第三項において「職域加算額」という。）及びなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の三第三項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
							退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の七の二第一項及び第二項又は第十二条の七の三第一項及び第二項若しくは第四項のなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項若しくは第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第十二条の七の二第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の三第二項又は